

淀川水系河川整備計画原案 正誤表

平成 19 年 8 月 28 日に公表した「河川整備計画原案」について、現時点で記載内容に誤りが見つかったところを下表に列挙します。

頁・行	誤	正
目次	3.3.2 地震・津波	3.3.3 地震・津波
p.8 15 行目	河川整備基本方針が策定された。	河川整備基本方針が策定された。主な内容は以下のとおりである。
p.13 10 行目	大川への放流量を少なくしつつ塩水遡上を抑制するため、	大川への放流量を少なくしつつ効率的に水質改善を行うため、
p.13 35 行目	また近年では上水道用水の浄水場では、	また近年、上水道用水の浄水場では、
p.14 図 3.2.4-3	・環境基準値(COD)	・「調査地点(北湖 28 地点、南湖 19 地点)の表層データの年間平均値」を追記 ・環境基準(COD)
p.15 図 3.2.6-2	図 3.2.6-2 イタセンパラ仔稚魚調査の結果	図 3.2.6-2 イタセンパラ仔稚魚調査(城北地区)の結果
p.17 4 行目	桂川、宇治川、木津川	桂川、宇治川・瀬田川、木津川
p.20 図 3.3.1-3	■淀川堤防の変換	■淀川堤防の変遷
p.21 14 行目	基準水位(B.S.L.+0m)	基準水位(B.S.L.±0m)
p.23 写真 3.3.2-2	淀川大橋陸	淀川陸閘
p.23 23 行目	ハリケーン・カトリーナを教訓として。	ハリケーン・カトリーナを教訓とし、
p.24 12 行目	(約11km)がある。	(約15km)がある。
p.25 5 行目	図 3.4-1~4	図 3.4-1~3
p.25 9 行目	水利用の実態が変化している。	水利用の形態が変化している。
p.26 5 行目	(図 3.4-5)	(図 3.4-4)
p.26 図 3.4-5	安定供給可能量の変化	安定供給可能量
p.27 3 行目	水面利用については、ボートを浮かべたり、カヌーによる川下り、河口域でのウィンドサーフィンなど、川本来の楽しみ方であり、	ボートを浮かべたり、カヌーによる川下り、河口域でのウィンドサーフィンなどといった水面利用は川本来の楽しみ方であり、
p.29 15 行目	淀川においては	淀川本川、宇治川、桂川、木津川下流及び猪名川においては
p.30 19 行目	砂州特有の、生物の生息・生育環境	砂州特有の生物の生息・生育環境
p.30 31 行目	ダム等が上下流をつなぐ橋渡し役としての活動が求められている。	ダム等が上下流をつなぐ橋渡し役となることができるような活動が求められている。
p.31 17 行目	清掃活動が年々増一部の	清掃活動が年々増加している一方で、一部の
p.34 30 行目	既整備実施箇所の改善及び新たな箇所	改善及び新たな箇所
p.35 20 行目	横断方向における堤防の緩傾斜化や	堤防の緩傾斜化や

頁・行	誤	正
p.36	図 4.2-4,写真 4.2-5,写真 4.2-6	図 4.2-1 写真 4.2-4,写真 4.2-5
p.36	写真 4.2-7(平成 19 年 3 月) 	写真 4.2-6(平成 19 年 7 月) 
p.36 3 行目	木津川下流(写真 4.1-8)	木津川下流(写真 4.2-4)
p.37	図 4.2-9,写真 4.2-8, 写真 4.2-10, 写真 4.2-11, 写真 4.2-12	図 4.2-2,写真 4.2-7, 写真 4.2-8 写真 4.2-9, 写真 4.2-10
p.38	写真 4.2-13	写真 4.2-11
p.37 下から 1 行目	木津川 ナルミ井堰…… 相楽発電所井堰 (写真 4. 1-12)	木津川 ナルミ井堰…… 相楽発電所井堰 (写真 4. 2-10)
p.41 1 行目	生物指標による目標設定を含む	生物指標による目標を含む
p.41 9 行目	河川の水質及び底質の保全・再生対策について	河川の水質及び底質の改善についても
p.42 6 行目	監視項目を増加して、	監視項目を追加して、
p.44 21 行目	希少な生物が生息する良好な生物の生息・生育環境を	希少な生物の生息・生育環境を
p.46 3 行目	瀬田川水辺協議会「提言『瀬田川のあるべき姿』」にもとづき	瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき
p.47 9 行目	堤防補強に優先的に	堤防補強を優先的に
p.49 25 行目	誘導施設整備の拡充することにより、	誘導施設整備を拡充することにより、
p.50 4 行目	洪水時は、円滑かつ効果的な	洪水時に円滑かつ効果的な
p.50 図 4.3.1-2	「蔵持ST(名張川)」	「名張川ST(名張川)」
p.52 2 行目	民間管理施設の貯留機能の担保	民間施設の貯留機能の担保
p.55 図 4.3.2-5	(右下)浸透・侵食に対する詳細点検結果 桂川	(削除)
p.61 19 行目	山科川上流において	山科川合流点より上流において
p.61 20 行目	戦後最大の洪水に対する安全な流下が可能となるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図る。	戦後最大の洪水に対する安全な流下とともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図ることが可能となる。
p.61 図 4.3.3-2	「小田遊水池」「新居遊水池」「木輿遊水池」「長田遊水池」「湛水面積540ha」	「小田遊水地」「新居遊水地」「木輿遊水地」「長田遊水地」「湛水面積540ha」
p.62 図 4.3.3-3		
p.62 図 4.3.3-4	瀬田川河道掘削断面図	宇治川河道掘削断面図
p.62 図 4.3.3-6	天ヶ瀬ダム再開発放流能力の増強	天ヶ瀬ダム再開発による放流能力の増強

頁・行	誤	正														
p.65 13 行目	昭和 35 年 8 月洪水	昭和 35 年台風 16 号洪水														
p.65 14~18 行目	上下流バランスは確保される。(図 4.3.3-4)	河道掘削完了後に、銀橋の部分開削を実施する。(写真 4.3.3-4)														
p.65 17 行目	神崎川の流量は現況以下となり、	神崎川は計画高水位以下で流下し、														
p.65 23 行目	洪水調節施設の整備については	洪水調節市施設の整備については														
p.65 26 行目	甚大な被害を生じさせて実績洪水である	甚大な被害を生じさせた実績洪水である														
p.67 表 4.3.2-1	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">天野川</td> <td>左岸</td> <td>本川合流点</td> <td>高槻市岡東</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>本川合流点</td> <td>枚方市西禁野</td> </tr> </table>	天野川	左岸	本川合流点	高槻市岡東	右岸	本川合流点	枚方市西禁野	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">天野川</td> <td>左岸</td> <td>本川合流点</td> <td>枚方市岡東</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>本川合流点</td> <td>枚方市西禁野</td> </tr> </table>	天野川	左岸	本川合流点	枚方市岡東	右岸	本川合流点	枚方市西禁野
天野川	左岸		本川合流点	高槻市岡東												
	右岸	本川合流点	枚方市西禁野													
天野川	左岸	本川合流点	枚方市岡東													
	右岸	本川合流点	枚方市西禁野													
P67 図4.3.3-15	■牧野北	●牧野北														
p.68 9 行目	(6)既設ダムの運用検討	(6)既設ダム等の運用検討														
p.68 10 行目	既設ダムの	既設ダム等の														
p.68 14 行目	4. 3. 3 高潮対策	4. 3. 4 高潮対策														
p.68 24 行目	○淀川大橋、伝法大橋、阪神電鉄西大阪線橋梁	○淀川陸閘、伝法陸閘、阪神陸閘														
p.68 25 行目	4. 3. 4 地震・津波対策	4. 3. 5 地震・津波対策														
p.68 34 行目	船着き場	船着場														
p.69 3 行目	通常時においては	平常時においては														
p.69 図 4.3.3-1	図の上に記載されている「淀川大堰」	淀川大橋														
p.70 9 行目	ゲートの閉鎖により、交通を遮断する必要があり、迅速な対応が求められるため、機械設備の改造を行い、操作時間の短縮を図った。引き続き、	交通遮断等を迅速に行った上で、ゲートを速やかに閉鎖する必要があることから、機械設備の改造を行い、操作時間の短縮を図ったところであるが、引き続き														
p.70 13 行目	○淀川大橋、伝法大橋、阪神電鉄西大阪線橋梁	○淀川陸閘、伝法陸閘、阪神陸閘														
p.73 5 行目	丹生ダム事業において、	丹生ダム建設事業において、														
p.74 22 行目	不法係留対策を行っていく。	不法係留対策を行う。														
p.74 33 行目	滋賀県域の瀬田川では、	瀬田川では、														
P.75 2 行目	滋賀県域の瀬田川では、	瀬田川では、														
p.74 22 行目	不法係留船対策を行っていく。	不法係留船対策を行う。														
p.75 33 行目	街と川のつながりの分断を是正することを、	街と川のつながりの分断を是正するため、														
p.77 35 行目	琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)														
p.79 19 行目	除草により点検・巡視が容易に行われるよう	点検・巡視が容易に行われるよう														
p.80 1 行目	2)既設ダム	2)既設ダム等														
p.80 2 行目	①ダム機能の維持	①ダム機能等の維持														
p.80 3 行目	ダムの機能を維持するため、	ダム等の機能を維持するため														
p.81 12 行目	計画的に補修・補強・更新等により	計画的な補修・補強・更新等により														
p.81 21 行目	長寿命化が図れるように	長寿命化が図られるように														